

# 保険法の下での保険金受取人の地位

——保険法による規律の変更と解釈論への影響——

嶋 寺 基\*

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 保険金受取人の定義規定が設けられたことの意義
- 3 保険契約における保険金受取人の位置付け
- 4 介入権の新設による影響
- 5 保険金受取人の変更ルールの抜本的な見直し
- 6 保険金受取人の死亡に関する規律
- 7 小 括
- 8 保険金受取人に関する裁判例の検討
- 9 おわりに

## 1 はじめに

2010年4月に施行された保険法において、改正前商法<sup>1)</sup>の下での最高裁判決を判例変更した規律の1つに、保険金受取人の変更がある。この判例変更にとどまらず、保険法では、保険金受取人に関連する様々な規律に変更を加えている。これらの変更は、個々の場面でのルールの変更にとどまらず、保険契約における「保険金受取人」自体の位置付けにも変容を加え、従来の解釈論にも影響を与え得る内容となっているが、その影響を横断的に分析した研究は少ないように思われる。

本稿は、保険法の立法時に、いかなる政策判断により保険金受取人に関

---

\* しまでら・もとい 弁護士（弁護士法人 大江橋法律事務所）

1) 平成20年法律第56条による改正が行われる前の商法をいう。

する規律の見直しが行われたかを振り返り、そこでの政策判断が各規律の内容にどう反映されているか、さらには個別論点の解釈論にいかなる影響を及ぼすかにつき分析を試みるものである。

## 2 保険金受取人の定義規定が設けられたことの意義

まず保険法は、保険金受取人について、「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるもの」(2条5号)という定義規定を設けている。改正前商法においては「保険金額ヲ受取ルヘキ者」という用語が使用されていたが、そこでは特段の定義は設けられていなかった。そのため、「保険金額ヲ受取ルヘキ者」の意義については、保険給付を受け取る者として保険契約で定められた者、すなわち狭義の保険金受取人という意味で用いられている場合と、これに加えて保険金受取人の代理人や保険給付請求権の譲受人・保険給付請求権を目的とする質権者も含む意味で用いられている場合があると解されていた(例えば、改正前商法675条1項の「保険金額ヲ受取ルヘキ者」は前者の意味であるのに対し、同法680条1項2号の「保険金額ヲ受取ルヘキ者」は後者の意味であるとされていた)<sup>2)</sup>。

保険法における「保険金受取人」と改正前商法における「保険金額ヲ受取ルヘキ者」との異同に着目して、両者の概念について分析することはあまり行われていないが、法律において定義規定が設けられたことの意味は大きく、各規律の解釈にも影響を及ぼし得るものであるため、保険法の下での「保険金受取人」に関する議論を始める出発点として、この定義規定について検討しておきたい。

改正前商法の原型となった旧商法が制定されたのは明治32年であるが、その頃と保険法が制定された平成20年頃とでは、法律の定め方や法文作成のルールが大きく異なっており、保険法制定時には、法律の中で使用され

---

2) 山下友信=米山高生『保険法解説——生命保険・傷害疾病定額保険』(有斐閣, 2010年)142頁等。

る用語の意味を明確化する観点から、主要な用語について広く定義を設けるのが基本となっていた。そのため、保険法でも主要な用語について定義を設けることとなったものであるが、その中で、いわゆる定額保険における保険給付の受領主体を表すものとして、従来の保険実務や学術上も定着していた「保険金受取人」という用語を法文においても使用することとし、その定義規定が設けられた。

「保険給付を受ける者として生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約で定めるもの」（2条5号）という定義は、①生命保険契約ないし傷害疾病定額保険契約のみに存在する概念であること、及び②保険給付を受ける権利を有する主体であることを表したものであり、契約締結時における保険金受取人のみならず、契約締結後に保険金受取人の変更の規律（43条、44条、72条、73条）に従って変更された後の保険金受取人も含まれる。さらに、保険金受取人の死亡の規律（46条、75条）に従って新たに保険金受取人となった者も含まれる。

前述したとおり、改正前商法における「保険金額ヲ受取ルヘキ者」には2種類の意味があるとされていたが、保険法の下での「保険金受取人」についても同様の解釈が可能であろうか。これが典型的に問題となる場面としては、保険金受取人による故殺免責（51条3号、80条3号）が挙げられる。改正前商法の下では、契約において定められる保険金受取人のほか、保険金請求権の譲受人や質権者の故意による保険事故招致も免責になると解されていた<sup>3)</sup>。保険法の制定にあたり、保険金受取人による故意免責は改正前商法の規律を維持するものとされており、かつ、その趣旨には公益も含まれていることからすれば、保険金請求権の譲受人や質権者等にも類推適用されると解するのが合理的である<sup>4)</sup>。

---

3) 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022年）253頁等。

4) 保険法の下での生命保険契約の免責事由について分析したものとして、村田敏一「生命保険契約における保険者の免責事由——自殺免責・故殺免責・その他」中西正明先生喜寿記念論文集『保険法改正の論点』（法律文化社、2009年）337頁以下を参照。

このように、「保険金受取人」の範囲については、各規律の趣旨や目的に照らして解釈する必要があり、① 契約締結時の保険金受取人に限定して適用される規律（遡及保険（39条、68条）、契約締結時の交付書面（40条、69条）等）もあれば、② 契約締結時だけでなく契約締結後に保険金受取人になった場合も含む規律（第三者のためにする契約（42条、71条）、保険金受取人の変更（43条～45条、72条～74条）、保険金受取人の死亡（46条、75条）、介入権（60条～62条、89条～91条）等）もあり、さらに、③ 保険金請求権の譲受人や質権者にも類推適用されると考えられる規律（保険者の免責（51条、80条）等）もある<sup>5)</sup>。

### 3 保険契約における保険金受取人の位置付け

保険金受取人の地位に関し、保険法が改正前商法から大きく位置付けを変更した点の1つに、「保険金受取人は契約締結時から常に存在する」という考え方がある<sup>6)</sup>。改正前商法の下では、同法675条2項等が「保険金額ヲ受取ルヘキ者」の「変更」だけでなく「指定」についても定めていることから、保険契約の締結時に保険金受取人を定めることなく（つまり空席状態とする）、その後保険契約者の一方的意思により保険金受取人を指定することもできると解されていた<sup>7)</sup>。これに対し、保険法は、保険事故発生時に誰が保険給付を受ける権利を有するかは、保険契約の要素の1つであるため、保険契約者が保険契約を申し込む時点で、保険契約者の意思

---

5) ここでは紙面の都合上詳述はしないが、ほかにも、保険金受取人の法定代理人に適用ないし類推適用されるかという観点での分類も考えられることに加え、重大事由による解除（57条、86条）や調査妨害にかかる履行期の規律（52条3項、81条3項）、事故発生時の通知義務（50条、79条）など、信義則や保険の悪用防止といった規律の趣旨に照らして、事案ごとに実質的に規律を及ぼすべきか否かが判断される場合もあると考えられる。

6) 萩本修『一問一答 保険法』（商事法務、2009年）177頁（注1）。

7) 山下友信『現代の生命・傷害保険法』（弘文堂、1999年）4頁以下、村田敏一「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生命保険論集第166号33頁等。

ないし約款に基づき誰が保険金受取人となるかが特定されており、それを前提に保険者は当該保険契約を引き受けるか否かを判断するため、結果的に当事者間の合意に基づき当初の保険金受取人が定められるものと整理している<sup>8)</sup>。

実際に法律の条文においても、契約締結時の書面交付の規定では、改正前商法が生命保険証券の記載事項として「保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メタルトキハ其者ノ氏名」と規定していたのに対し、保険法は、「保険金受取人を定めたとき」などの留保を付すことなく、一律に「保険金受取人の氏名又は名称その他の保険金受取人を特定するために必要な事項」（40条1項4号、69条1項4号）を記載事項として法定していることから、明らかに違いがあることが分かる。また、保険法では、保険金受取人の「指定」という概念を使用せず、当初の保険金受取人と異なる者を新たな保険金受取人とする場合は、すべて保険金受取人の「変更」の規律に従うものとして整理している。さらに、保険法では、当初の保険金受取人や変更後の保険金受取人が死亡した場合にも、保険金受取人の地位が空席となることがないよう保険金受取人の死亡の規律を設けており、契約期間中一切途切れることなく保険金受取人が存在し続けるという一貫したコンセプトに則り、すべての規律が設けられている<sup>9)</sup>。

このように、「保険金受取人は契約締結時から常に存在する」という保険法の考え方は、改正前商法の発想と異なるものであるが、これは単に概念の整理が異なるというだけにとどまらない<sup>10)</sup>。保険法では、この考え方

---

8) 前掲（注6）・萩本177頁（注1）。

9) さらにいえば、前述したとおり保険法では、改正前商法と異なり保険金受取人の定義を設けており、そこでは「保険契約者以外の者のうち」などの限定を付すことなく「保険給付を受ける者」を保険金受取人と定めており、自己のためにする保険契約における保険契約者自身も「保険金受取人」の概念に含まれることを明らかにしている。他方、改正前商法における「保険金額ヲ受取ルヘキ者」に関する規定は、基本的に保険契約者以外の者を想定して規律が設けられており、両法律における発想が根本的に異なることが分かる。

10) このような保険法の考え方について、前掲（注7）・村田34頁は、「契約当事者以外の者による解除の効力等（いわゆる介入権）の制度が強行規定として導入された保険法の下

に基づいて様々な規律が設けられており、それらすべての規律を統一的に解釈すれば、自ずと保険法の下での「保険金受取人」の法的性格が明らかになり、その法的性格と整合的に解釈を行うことで、保険金受取人の地位をめぐる様々な論点に共通する「普遍的な価値判断」<sup>11)</sup>が導き出されるものと考えられる。

以下、保険法の具体的な規律をもとに、この普遍的な価値判断についてさらに掘り下げていくこととしたい。

#### 4 介入権の新設による影響

保険金受取人の権利に関し、保険法が新たに規律を設けたものとして、介入権(60条~62条, 89条~91条)が挙げられる。介入権は、第三者が生命保険契約又は傷害疾病定額保険契約を解除しようとした場合に、保険金受取人が解約返戻金相当額を解除権者に支払うことで、その解除の効力発生を阻止できるものである。この規律が設けられた趣旨は、保険事故の発生により保険金を受領できたはずの保険金受取人が、保険契約の解除によりその地位を奪われることがないように、一定の範囲で保険金受取人の保護を図ることにある。

保険金受取人の権利に関しては、保険金受取人の変更により保険契約者はいつでも保険金受取人を別の者に変更できることから、古くは、保険金受取人は保険事故発生までは保険金請求権を取得するものではなく、保険

---

↘では、ある時点で誰が保険金受取人であるかを一義的に確定するべき要請は、改正前商法下に比較して各段に高まっている訳であり、折角の規律の全面的な見直しの機会を捉え、関連規律内容に抜本的な見直しを加えられたことは至極、妥当なものとして評価されよう」と述べている。

11) ここであえて「価値判断」という表現を用いたのは、保険金受取人をめぐる個々の論点を議論する際に、論者ごとに重視する価値や利益が異なり、またそれらを重視すべきと考える程度にも差があることが多いため、個々人の価値判断に左右されない「共通の物差し」(普遍的な視座)が必要ではないかという着眼点によるものである。

事故が発生したら保険金請求権を取得する期待を有するにすぎないという見解があった<sup>12)</sup>。その後、いつでも保険契約者の変更権行使により消滅する可能性がある不安定なものではあるとしても、権利性を認めることは可能であり、保険事故発生前であっても保険金受取人は保険金請求権を取得するという見解が支配的となり、保険事故発生前でも保険金受取人は保険金請求権の譲渡や質入れをすることが可能であるとされてきた<sup>13)</sup>。保険法においても、保険事故発生前の保険金受取人による保険金請求権の譲渡や質入れが可能であることを認めており、それを前提にした被保険者の同意に関する規律を明文で設けている（47条、76条）。

このように、改正前商法の下でも、保険事故発生前の保険金受取人による保険金請求権の取得やその処分可能性は肯定されていたものであるが、あくまで保険事故の発生により具体化する権利であって、保険事故発生前における保険金受取人の権利を保護すべき必要性は、必ずしも高いものではないとされていた。しかし、保険法が新たに導入した介入権は、解除権が行使された時点における保険金受取人に対し、保険契約の解除の効力発生を阻止する法定の権利を付与するものであり、保険事故発生前においても、保険金受取人の権利を法的に保護し、その地位をより強固なものとすることが意図されたものである<sup>14)</sup>。特に、保険法の下では、前述したとおり保険金受取人が保険契約の不可欠な要素として位置付けられ、かつ、契約締結時から常に保険金受取人が存在するものと整理されたこととあいまって、個々人のベースでは保険金受取人の変更によりその地位を失う可

---

12) 前掲（注3）・山下333頁（注405）参照。

13) 前掲（注3）・山下333頁以下。最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁も、「保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。」と述べている。

14) 遠山優治「保険金受取人を巡る近時の裁判例・学説との実務の状況」生命保険論集第208号109頁も、「契約当事者以外の者による解除の効力等（介入権）に関する規定が新設されたことによって（保険法60条～62条）、その権利性はむしろ強まったと評価することもできると考えられる。」と述べている。



能性はあるものの、保険期間を通じて保険金受取人に保険給付の受領主体としての確立した地位を認め、その権利の行使が確実に行われるよう一定の範囲で保護を与えるという政策判断が行われたものといえる。

このように、保険法における介入権の新設は、従来、保険事故発生時の権利者として限定的な地位を与えられていたにすぎない保険金受取人に、保険期間を通じて一定の保護を与えるという性質決定がされたものであり、保険金受取人の地位に一定の変容を及ぼすものであると考えられる。

## 5 保険金受取人の変更ルールの抜本的な見直し

介入権に加えて、保険金受取人の地位に影響を及ぼし得る重要な保険法の規律の変更として、保険金受取人の変更ルールの見直しが挙げられる。保険法では、改正前商法において「保険金額ヲ受取ルヘキ者」の「変更」として設けられていた規律に関し、最判昭和62年10月29日民集41巻7号1527頁の判例変更をはじめ、多岐にわたる実質的なルールの見直しを行っており、保険法における最も大きな変更の1つともいえる改正点である。ところが、その背景にある根本的な価値判断の変更については、これまでの議論においてあまり意識されてこなかったように思われる。

まず、保険法では、保険契約者に対して一律に保険金受取人の変更権を認めるとともに(43条1項、72条1項)、保険契約者が死亡した場合には、その相続人が保険金受取人の変更をすることができるものと整理している。この点は、改正前商法が、保険契約者自身が権利を留保した場合に限って保険金受取人の指定権や変更権を認め(同法675条1項ただし書)、保険契約者がその権利を行使せずに死亡した場合には保険金受取人の権利が「確定する」としていたこと(同条2項)に対する明確なルール変更である。このことは、単に保険契約者の権利をより広く認めたという評価にとどまるものではなく、むしろ契約締結時の保険契約者が定めた保険金受取人を、事後にその相続人が変更できるという意味で、契約締結時の保険契



約者が有していた意思を絶対的なものとしないう価値判断の表れであるといえる。つまり、本来は、保険契約の締結主体であり、かつ、保険料を支払う主体でもある保険契約者と、保険契約による利益を受ける主体である保険金受取人との間には、保険金による受益を正当化するだけの利害関係があるのが通常であるが、保険契約者の死亡時には、当該保険契約者が有していた利害関係とは切り離して、その相続人が自らの利害関係に基づき新たに保険金受取人を選定できることになる。これは、保険金受取人を端的に保険金に係る経済的利益の帰属主体として理解し、保険金受取人の地位が持つ（保険契約者との）人的関係の側面よりも、保険金受取人が受ける財産的価値の側面をより重視した立法であるという評価ができる。

次に、保険法では、保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によって行うことを定めており（43条2項、72条2項）、改正前商法の下で、相手方のある意思表示か、相手方のない意思表示かが議論されていた点を法文上明らかにするとともに、意思表示の相手方につき、保険者だけでなく新・旧保険金受取人のいずれに対してであってもよいと判断した前記昭和62年最判を判例変更し、意思表示の相手方を保険契約の他方当事者である保険者に限定したものである。では、なぜ保険法は、従来の判例であり、かつ、保険契約者の意思の尊重の観点から学説上の通説<sup>15)</sup>でもあった上記の考え方を変更し、むしろ保険契約者の意思を制約する方向での立法を行ったのであろうか。

法制審議会保険法部会における審議の過程においては、意思表示の相手方について、従来からの保険者のみならず新・旧保険金受取人でもよいと

---

15) 学説の状況については、山下典孝「保険金受取人の指定・変更」金融・商事判例1135号74頁等参照。なお、山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）496頁以下では、「保険者または新・旧保険金受取人を相手方とする意思表示に効力要件を限定する必要はない」として相手方のない意思表示であると解した上で、その理由として、「保険契約者の意思を可及的に尊重するために可及的に要件の限定をしないことが望ましく、相手方のない意思表示としておくことが保険者との関係については對抗要件の問題として処理するという解決を図った商法の趣旨にも合致すると考える。」と述べられていた。

する見解だけでなく、保険者に限定するという見解が新たに提示されたが、そのような検討の背景にあったのは、前記昭和62年最判に対する批判的な見解<sup>16)</sup>の存在である。そして、最終的に、法律関係が簡明であることや法的安定性が確保されることを重視し、意思表示の相手方を保険者に限定するという立法が行われたものである<sup>17)</sup>。ここで、従来の判例を変更し、かつ、保険契約者の意思の尊重を重視する学説上の通説に反してまで、保険法が意思表示の相手方を保険者に限定したのは、保険金受取人の変更の規律を定めるにあたり、単に保険者の二重払いを回避できればよいという「保険者 vs 保険金受取人」の構図だけを考慮するのではなく、「新受取人 vs 旧受取人」の構図の中で、できるだけ新と旧の保険金受取人の間で事後に不当利得返還の問題を残さないようにすることが重視された結果であった<sup>18)19)</sup>。

具体的には、保険法は、保険者に対する意思表示を保険金受取人の変更を行うための「効力要件」として位置付け、その要件を充たさない限り、保険者との関係だけでなく、新及び旧の保険金受取人との関係でも保険金受取人の変更の実体的な効果が発生しないこととし、さらには差押債権者等の第三者との関係でも保険金受取人の変更の効力が生じないこととして、すべての利害関係者との間での権利関係を一致させることにより、保険金の帰属に係る法的安定性が確保されるよう志向したものである<sup>20)</sup>。

16) 藤田友敬「判批」法学協会雑誌107号702頁以下。

17) このような保険法の規律について、前掲(注7)・村田37頁は、「保険法が採用したこのような立法姿勢は、変更後の保険金受取人が、既に保険金を受け取った変更前の保険金受取人に対し、不当利得返還請求をするといった、骨肉の間の紛議の発生を減少させ、法律関係の安定化・簡明化に資するものであり、妥当なものとして高く評価されよう。」と述べている。

18) 前掲(注6)・萩本181頁。

19) この規律を強行規定として位置付けたことの意義については、村田敏一「絶対的強行規定・片面的強行規定・任意規定——新保険法の構造分析の視点——」保険学雑誌第602号142頁参照。

20) 意思表示の相手方を保険者に限定しているのは、誰が保険金受取人であるかに関する情報のコントロール・タワーとしての役割を保険者に期待するものでもある。これによ

もつとも、保険契約者が保険者に対する意思表示を發した後、それが保険者に到達するまでの間に保険事故が発生するという例外的な場面については、保険契約者が明確に意思表示を發信しているという点を重視し、意思表示の到達前に行われた保険給付の効力を妨げない（43条3項ただし書、72条3項ただし書）という規律としたため、この場面に限っては、新と旧の保険金受取人の間での不当利得関係が残る結果となったものである<sup>21)</sup>。

このように、保険金受取人の変更ルールについては、保険法において従来の考え方を變更する抜本的な改正が行われたものであるが、その中で、保険金受取人の位置付けに関して、契約締結時の保険契約者が有していた意思を重視し、保険金受取人の地位の（保険契約者との）人的関係性の側面に重きを置いていた改正前商法に対して、保険金受取人が受ける財産的価値の側面を重視し、保険金に係る経済的利益の帰属主体としての性格がより強調されたこと、さらには、保険契約者の意思を絶対視するのではなく、法形式の簡明さや法的安定性を重視し、保険給付の権利主体である保険金受取人の地位の安定性を図ろうとしたことは、保険金受取人の位置付けに関する保険法の価値判断を表わすものといえる。このような保険法の基本姿勢は、保険金受取人をめぐる個別論点の解釈にも影響を及ぼす可能性が大いにあるものと考えられる。

## 6 保険金受取人の死亡に関する規律

介入権や保険金受取人の變更に関する規律に比べて、従来の解釈論に直接影響を及ぼすものとははいえないが、保険金受取人の死亡に関する規律の在り方も、広い意味で保険金受取人の地位についての性質決定に関わ

---

↘り、保険金受取人の變更に係る手続要件と法的効力の発生を一致させることができるとともに、保険金受取人としても、保険者に照会することで自分が保険金受取人の地位にあるか否かを確認することが可能となり、保険金受取人の利益にも資することが意図されている。

21) 前掲（注6）・萩本184頁（注2）。

るものと思われる。

すなわち、保険法では、保険金受取人が保険事故発生前に死亡したときは、保険金受取人の相続人の全員が保険金受取人となると定めている<sup>22)</sup>が(46条, 75条)、本来、保険金受取人は相続財産とは別に固有の権利として保険金請求権を取得する立場であること<sup>23)</sup>からすれば、保険金受取人が死亡した場合にその相続人が新たな保険金受取人となり、固有の権利として保険金請求権を取得することは、必ずしも論理必然の結果とはいえない。例えば、保険契約者と元の保険金受取人との間の個人的な利害関係を重視すれば、保険金受取人の死亡時にはもはや当該保険金受取人以外の者に保険金を受領させる必要性はなくなったものとして、自動的に自己のためにする保険契約に変更され、保険契約者自身が保険金受取人となるという政策判断も理論上はあり得る。しかし、保険法では、保険金受取人の死亡時にその相続人が新たな保険金受取人になることをデフォルト・ルールとして定めており、このことは、保険金受取人が保険契約に関して有する利害が、単なる保険事故発生時の期待権にとどまらず、保険金受取人自身の保有財産に匹敵するほどの法的権利性及び財産的価値を有するものであるという考え方と整合的であるように思われる<sup>24)</sup>。

---

22) この保険法の規律について、前掲(注7)・村田49頁は、「改正前商法下における解釈論の対立は、見事に立法的に解決され、明確なデフォルトルールが存在により、常に保険金受取人が存在し、かつ一義的に確定しているという法的に安定的な状態が実現したものと評価される。(中略)保険金受取人の不存在状態の回避・一義的な確定の必要性と、保険契約者意思の尊重、任意規定としての合理的な範囲での柔軟性の確保の要請を、全て同時に満たした、保険法の当該規律は、傑作の名に値するものと評価されよう。」と述べている。

23) 前掲(注13)の昭和40年最判を参照。

24) 改正前商法は、「保険金額ヲ受取ルヘキ者」の死亡時には保険契約者が再度「保険金額ヲ受取ルヘキ者」を指定することとされ、保険契約者がその権利を行使することなく死亡したときは、「保険金額ヲ受取ルヘキ者」の相続人が新たな「保険金額ヲ受取ルヘキ者」になるとしていたものである。これは、保険法に比べて、保険契約者が生前の間は、保険契約者の意思を尊重することに重きが置かれているものといえ、保険金受取人の地位について法的権利性や財産的価値を認め、保険金受取人自身の保有財産の承継と同様に、相

このように考えると、保険金受取人の死亡の規律は、単独で保険金受取人の地位を性質決定するものとまではいえないものの、介入権や保険金受取人の変更の規律を含めて統一的に解釈すれば、保険契約者の意思の尊重という視点よりも、関係者の法的地位の安定性や法律関係の画一性を重視した規律であると評価できる上に、保険事故発生前であっても保険金受取人が法的保護に値する権利を有するという考え方と整合的な規律であるという評価が可能である。

## 7 小 括

以上の分析から、改正前商法と保険法の違いは、個別の場面におけるルールの変更にとどまらず、保険契約における保険金受取人の地位や位置付けについても一定の変容を生じさせるものと評価できる。すなわち、改正前商法の下では、保険契約者の地位こそが絶対的なものとされ、保険契約者の意思の尊重に重きが置かれていた関係上、保険金受取人は従属的な立場にすぎないものとして、個別論点の解釈においても、保険金受取人の地位は弱く、必ずしもその財産的価値や保護の必要性が高くないものという前提で議論が行われていたように思われる。しかし、保険法の下での保険金受取人は、保険金に係る経済的利益の帰属主体として確固たる地位を与えられ、保険金受取人の変更の規律によりその地位を失う可能性はあるものの、それ以外の場面では保険期間を通じて法的保護に値する存在として位置付けられているものといえる。このような保険法の下での保険金受取人の地位は、従来から議論されている個別論点の解釈にも影響を及ぼし

---

↘ 続人が保険金受取人の地位を引き継ぐことを原則的なルールとする保険法46条及び75条の規律とは、基本的な発想が異なるものである（すなわち、保険法の下では、保険契約者の死亡の有無にかかわらず、保険金受取人の死亡と同時にその地位を相続人が取得するものであり、相続人は直ちに保険金請求権の譲渡や質入れをすることも可能になるため、保険事故発生前の保険金請求権について「保険金受取人の財産」としての性格がより強くなっているものと評価できる。）。

得るものであるため、今後の議論にあたっては、改正前商法の下での価値判断に基づく議論をそのまま踏襲するのではなく、保険法が各規律を設けるにあたって採用した価値判断を横断的に分析し、それらと整合的な形で議論を行うことが重要であると考えられる。

## 8 保険金受取人に関する裁判例の検討

ここからは、保険法制定後に出されたいくつかの裁判例に言及しながら、保険法の下での保険金受取人の地位に関する分析を進展させていくこととしたい。

### (1) 保険事故発生後における保険金受取人による放棄

(大阪高判平成27年4月23日文献番号 2015WLJPCA04236005)

保険事故発生後に保険金受取人の一部が保険会社に対して保険金を請求しない旨を回答した事案について、裁判所は、「保険事故発生後は、保険金受取人の保険金請求権は具体化し、保険金受取人は、具体的な金銭債権である保険金請求権（債権の一般原則通り、債権の放棄を含め、債権者が自由に処分できる権利）を確定的に取得し、他方、保険契約者は、既に保険契約に対する何らかの処分をすることができなくなっているのである。」と判示した<sup>25)</sup>。保険事故発生後に保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合の効果については、保険法施行以前から議論があり、保険金請求権は確定的に消滅するとする見解と、自己のためにする生命保険契約になるとする見解に分かれていた<sup>26)</sup>ところ、裁判所は前者の見解を採用することを明らかにしたものである。

これまで述べてきたとおり、保険法の下では、保険金受取人は保険金請

---

25) 上告審（最判平成27年10月8日）でも第一審及び控訴審の結論が維持されている。

26) 学説の状況については、原弘明「死亡保険金受取人である相続人の保険金請求権放棄」生命保険論集第213号16頁以下、前掲（注14）・遠山110頁等参照。

求権の帰属主体として確固たる地位を与えられており、しかも保険事故の発生により具体的な金銭債権としての保険金請求権を有している以上、その保険金受取人が「保険金請求権の放棄」の意思表示を行ったものと法的に評価される行為を行った場合には、保険金請求権は確定的に消滅するという効果が生じるものといわざるを得ない。保険法は、保険契約者の意思を絶対視するのではなく、法形式の簡明さや法的安定性の観点からそれを一定の範囲で制約する政策判断をしているものであるから、保険事故発生後の保険金請求権の放棄の場面でも、表に現れていない「保険契約者の意思」を過大に評価することなく、民法の原則に従って、債権者の権利放棄に伴い、保険金請求権は確定的に消滅するものと解するのが自然な解釈であると考えられる。

(2) 第三者のためにする保険契約における保険契約者による質権設定

（東京高判平成22年11月25日金融商事判例1359号50頁）

保険契約者が第三者を死亡保険金受取人とする生命保険契約の保険金請求権に質権を設定した事案について、裁判所は、「死亡保険金の受取人の指定を変更するということは、それに伴い死亡保険金請求権の帰属を変更して、従前の受取人から新たに指定された受取人に変更するということにほかならないのであり、これは、保険契約者の死亡保険金請求権に係る処分権の一内容となっているものである。したがって、受取人の指定を撤回、変更して死亡保険金請求権の全ての帰属を他に変更するのではなく、保険契約者の債権者が有する債権額の範囲で死亡保険金請求権を債権者に帰属させる質権の設定も、同様に保険契約者の処分権に属するといえるのであり、保険契約者は、死亡保険金の受取人として指定した者の承諾がなくとも死亡保険金請求権について質権を設定することができるものと判断すべきである」と判示した。第三者のためにする保険契約において保険契約者が保険金請求権に質権を設定することができるかについては、保険法施行以前から議論があり、これを肯定する見解と否定する見解の両方がある



り<sup>27)</sup>、裁判例も分かれていた<sup>28)</sup>。本判決は、結論として保険契約者による質権設定を肯定したものであるが、その判示の中で、当初から質権を設定する目的で生命保険契約が締結され、保険会社の担当者もこれを了承していたという事情についても言及しており、事案の特殊性が一定程度反映された可能性もある。

本判決も肯定説の見解も、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を有していることから、保険契約者は保険金請求権に係る「一定の処分権」を有すると解されることを、保険契約者による質権の設定が有効である根拠としている。しかし、前述したとおり、保険法は保険金受取人の変更ルールを抜本的に見直しており、そこでは、保険金受取人の変更の意思表示の相手方を保険者に限定するなど、保険契約者の意思を絶対視するのではなく、法形式の簡明さや法的安定性をより重視して規律が設けられている。したがって、保険法の下では、保険契約者に認められる権利はあくまで保険金受取人の地位を「変更」する権利であり、しかもその権利を行使する方法も具体的に法定されているものであるから、保険契約者が保険金請求権に係る「一定の処分権」を有するといった抽象的な理由により、保険契約者が質権を設定できるという議論は、不必要に法律関係を複雑化することにつながり、保険法が重視する法形式の簡明さや法的安定性とも相容れないものであるため、容易には肯首しがたい。

### (3) 死亡後に発見された書面による保険金受取人の変更

(東京地判令和3年7月30日文献番号 2021WLJPCA07308021)

本判決は、あくまで個別事案に関する判断であるが、保険金受取人の変更に係る意思表示の解釈について、「保険法43条1項、2項並びに本件保

---

27) 学説の状況については、前掲(注3)・山下483頁以下、竹瀨修「第三者のためにする生命保険契約における質権設定権者」立命館法学339=340号124頁等参照。

28) 肯定する裁判例として、東京地判平成17年8月25日 LEX/DB インターネット文献番号 25464330、否定する裁判例として、大阪地判平成17年8月30日 LEX/DB インターネット文献番号 25464329がある。

険約款34条1項及び2項によれば、本件年金契約においては、保険金（死亡給付金）受取人の変更は、保険者（被告）に対する意思表示によってすることとされている。そして、保険金受取人を定める表示を解釈するときは、保険法43条2項が保険金受取人の変更の意思表示の相手方を保険者と規定していることからすると、保険者において、客観的かつ合理的に解釈することができる意味内容を探求する手法によるべきものと解するのが相当である（最高裁昭和58年9月8日第一小法廷判決・民集37卷7号918頁参照。）と述べている。その上で、発見された書面の記載から、保険会社において、死亡給付金受取人を原告に変更する旨の意思表示を保険会社に対してしたものと解することはできないと判示したものである。

前述したとおり、保険法は、保険契約者の意思を絶対視するのではなく、法形式の簡明さや法的安定性をより重視して規律を設けているものであるから、本判決が意思表示の解釈にあたって、「保険者において、客観的かつ合理的に解釈することができる意味内容を探求する手法によるべき」としているのは、保険法が採用している価値判断とも整合的であるといえる。たしかに、本事案において、保険契約者の自宅で発見された書面には、「生命保険は社長が受取りして下さい」との記載があることから、保険契約者が保険金受取人を勤務先の「社長」に変更する意思を有していたことを推認することは可能である。しかし、あくまで保険法は、「保険者に対する意思表示」という法形式を重視し、結果的に保険契約者の意思の尊重が一定の範囲で制約されることになってもやむを得ないという価値判断に基づいて規律が設けられている。したがって、客観的観点から書面の記載を検討し、保険者に対する意思表示とは認められないと判断した本判決は妥当なものであると考える。

## 9 おわりに

以上のとおり、保険法の下では、保険事故発生前の保険金受取人につい

ても、保険金に係る経済的利益の帰属主体として確固たる地位が与えられ、法的保護に値する存在として位置付けられたことの意義は大きい。また、保険法が法形式の簡明さや法的安定性を重視して規律を設けていることも、従来の解釈論に影響を及ぼし得る重要な改正点であるといえる。

改正前商法の下では、保険契約において保険契約者の意思が絶対的なものとされ、保険契約者の意思の尊重を重要な価値として解釈論が展開されてきたように思われる。しかし、保険法ではこれと異なる価値判断が採用されているため、保険金受取人をめぐる今後の議論においては、従来の議論をそのまま踏襲するのではなく、保険法の各規律を横断的に分析し、保険法が重視する価値を適切に反映した形で解釈論を展開していくことが重要になるものと考ええる。